

○公立大学法人新見公立大学における研究活動に係る不正行為への対応に関する規程

平成29年4月1日

規程第116号

改正 令和2年4月1日規程第116号

令和3年10月13日規程第116号

令和4年4月1日規程第116号

令和4年9月14日規程第116号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人新見公立大学（以下「法人」という。）における研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合の対応を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 不正行為

故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、次に掲げる行為をいう。

ア 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

イ 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

ウ 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

エ 二重投稿 他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と同じ論文を投稿すること。

オ 不適切なオーサーシップ 論文著作者を適正に公表しないこと。

(2) 職員

法人に常時勤務する教員、事務職員及び期間任用職員をいう。

(3) 研究者等

法人の職員及び学生で、法人の施設設備を利用して研究活動に携わる者をいう。

(研究者等の責務)

第3条 研究者等は、研究活動上の不正行為やその他の不適切な行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

2 研究者等は、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等を受講しなければならない。

3 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するために、研究資料等を10年間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。なお、研究資料等の管理に関し必要な事項は、別に定める。

(責任体制)

第4条 学長は、不正行為防止等に関し最終的な責任者を負うものとする。

2 学長は、研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関し、学長を補佐し、法人を統括する実質的な権限と責任を持つ者として、教育・研究担当理事（以下「理事」という。）をもって充てる。

3 理事は、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じるほか、法人における研究活動の不正行為への対応等に関し、体制の整備及び調査についての責任者として実施に当たる。

(研究倫理教育)

第5条 学長は、不正行為を防止し、公正な研究活動を推進するために研究者等に求められる倫理規範を修得等させるための教育（以下「研究倫理教育」という。）を実施するために、研究倫理教育責任者を置く。

2 研究倫理教育責任者は、学部長、専攻科長及び研究科長（以下「学部長等」という。）をもって充て、各所属における研究倫理教育について実質的な権限と責任を持つ。

3 研究倫理教育責任者は、各所属の研究者等を対象とし、定期的に研究倫理教育を行うものとする。

(受付窓口)

第6条 不正行為に関する告発を受け付け、又は告発の意思を明示しない相談を受ける窓口を総務課に設置する。

2 窓口を利用する方法は、電話、電子メール、FAX、書面又は面会とする。

(告発の取扱い)

第7条 不正行為の疑いがあると思料する者は、何人も、別記様式により前条第1項に規定する窓口で告発することができる。

2 告発は、原則として顕名により行われるものとし、不正行為を行ったとする研究者等、グループ（以下「被告発者」という。）、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、か

つ、不正とする科学的な合理性のある理由があるもののみ受け付ける。

- 3 前項にかかわらず、匿名による告発があった場合、告発の内容に応じ、顕名の告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。
- 4 書面による告発など、受付窓口が受け付けたか否かを告発者が知り得ない方法による告発がなされた場合は、告発が匿名により行われた場合を除き、告発者に告発を受け付けたことを通知する。
- 5 告発の意思を明示しない相談については、その内容に応じ、告発に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対し告発の意思があるか否かを確認するものとする。
- 6 不正行為が行われようとしている、又は不正行為を求められているという告発・相談について、学長は、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めたときは、被告発者に警告を行うものとする。
- 7 窓口関係者は、公立大学法人新見公立大学職員就業規則（平成22年規則第3号。以下「就業規則」という。）等に従い、告発者並びに被告発者等の個人情報保護をしなければならない。また、告発を受理した場合は、直ちに学長及び理事へ報告するものとする。

（告発者の保護）

第8条 学長は、告発をしたことを理由とする当該告発者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。

- 2 法人に所属する全ての者は、告発をしたことを理由として、当該告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。
- 3 学長は、告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、就業規則その他関係諸規程に従って、その者に対して処分を課すことができる。
- 4 学長は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に当該告発者に対して解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

（被告発者の保護）

第8条の2 法人に所属する全ての者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 学長は、相当な理由なしに、被告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、就業規則その他関係諸規程に従って、その者に対して処分を課すことができる。
- 3 学長は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者の研究活

動の全面的な禁止、解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該被告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

(告発の受付によらないものの取扱い)

第9条 第7条第5項の告発の意思を明示しない相談について、告発の意思表示がなされない場合にも、学長の判断でその事案の調査を開始することができる。

2 学会等の科学コミュニティや報道により不正行為の疑いが指摘された場合は、法人に告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。

3 不正行為の疑いがインターネット上に掲載されている（不正行為を行ったとする研究者・グループ、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ、不正とする科学的な合理性のある理由が明示されている場合に限る。）ことを、法人が確認した場合、法人に告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。

(予備調査)

第10条 学長は、第7条の告発を受け付けた場合は、予備調査委員会を設置し、速やかに予備調査を実施する。

2 予備調査委員会は、理事及び被告発者が所属する学部長など法人教員のうちから学長が指名する者若干人により組織する。

3 予備調査は、告発された不正行為が行われた可能性、告発の際示された科学的合理性のある理由の論理性、告発内容の合理性及び調査可能性について調査を行う。

4 告発がなされる前に取下げられた論文等に対する告発に係る予備調査を行う場合は、取り下げに至った経緯・事情も含め、不正行為の問題として調査すべきものか否かを判断するものとする。

5 予備調査委員会は、告発を受けた日からおおむね30日以内に予備調査結果を学長に報告する。

6 学長は、前項の報告を踏まえ、直ちに本調査を実施するか否かを決定する。

7 学長は、本調査を実施することを決定したときは、その結果を告発者及び被告発者に通知し、本調査への協力を求める。また、当該事案に係る配分機関及び文部科学省（以下「配分機関等」という。）に本調査を行う旨を報告することとする。

8 学長は、本調査を実施しないことを決定した場合は、その理由を付して告発者へ通知する。この場合、当該事案に係る配分機関等及び告発者の求めがあった場合に開示できるよう、予備調査に係る資料等を保存するものとする。

(調査委員会)

第11条 学長は、本調査の実施決定から30日以内に本調査を開始しなければならない。

2 学長は、本調査を実施する場合は、調査内容に応じて法人の職員又は外部有識者をもって調査委員会を設置し、本調査を命じる。

3 調査委員会の委員は、告発者及び被告発者等と直接に利害関係を有しない者から次により学長が指名する。ただし、全調査委員の半数以上を外部有識者とする。

- (1) 理事
- (2) 不正行為に関連する研究分野の学内教員
- (3) 不正行為に関連する研究分野の学外研究者
- (4) 法律の知識を有する学外者
- (5) その他学長が指名する者

4 調査委員会に調査委員長を置き、理事をもって充てる。

(調査委員に係る通知及び異議申立て)

第12条 前条の規定により調査委員会を設置したときは、学長は、調査委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に通知する。

2 前項の通知を受けた告発者及び被告発者は、当該通知により調査委員会の委員を知った日の翌日から起算して14日以内に異議を申し立てることができる。

3 学長は、異議申立ての内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

(本調査)

第13条 調査委員会の調査に当たっては、次に掲げる事項を行うことができる。

- (1) 不正行為に関する資料等の調査
- (2) 関係者（告発者及び被告発者を含む）からの聴取
- (3) その他調査に必要な事項

2 調査委員会は被告発者に対し、再実験などにより再現性を示すことを求めることができる。また、被告発者からの申出があり、調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会に関し合理的に必要と判断される範囲内においてこれを行う。

3 関係者は、調査委員会の調査に対し、誠実に協力しなければならない。

4 調査委員会は、本調査を行うに当たって、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとる。ただし、この措置は、必要最小限の範囲及び期間に止めなければならない。

5 調査機関は、調査の終了前であっても配分機関等の求めに応じ、本調査の中間報告を配

分機関等に提出するものとする。

(不正行為の疑惑への説明責任)

第14条 調査委員会の本調査において、被告発者が告発された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法と手続にのっとって行われたこと、論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

(認定)

第15条 調査委員会は、本調査開始後150日以内に、不正行為の有無、不正行為と認定する場合はその内容、不正行為に関与した者とその関与の度合い、不正行為と認定された研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割その他必要な事項を認定する。

- 2 調査委員会は、前条により被告発者が行う説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行う。
- 3 被告発者が、研究資料等の不存在など、本来存在すべき基本的な要素の不足により、不正行為の疑いを覆すに足る証拠を示せないときは、不正行為と認定する。ただし、被告発者が、その責によらない理由により基本的な要素を十分に示すことができなくなった場合等正当な理由があると認められる場合は、この限りではない。
- 4 第1項の認定を行う場合は、被告発者に弁明の機会を与えなければならない。
- 5 調査委員会は、被告発者の自認を唯一の証拠として不正行為と認定することはできない。
- 6 不正行為が行われなかったと認定される場合であって、本調査を通じて告発が悪意に基づくものであることが判明したときは、調査委員会は併せてその旨の認定を行う。
- 7 前項の認定を行う場合は、告発者に弁明の機会を与えなければならない。
- 8 調査委員会、第1項の認定を終了したときは、直ちに学長へ報告する。

(調査結果の通知)

第16条 学長は、前条の報告を受けた場合は、調査結果を告発者及び被告発者に通知する。

- 2 悪意に基づく告発との認定があった場合、学長は、前項の通知のほか告発者の所属機関へ通知する。
- 3 学長は、前2項の通知に加え、調査結果を当該事案の配分機関等に報告する。

(不服申立て)

第17条 不正行為を行ったと認定された被告発者は、当該認定に対し不服があるときは、

前条の通知の日の翌日から起算して14日以内に調査委員会に対し不服申立てをすることができる。ただし、同一理由による不服申立てを行うことはできない。

2 告発が悪意に基づくものと認定された告発者は、当該認定に対し不服があるときは、第16条の通知の日の翌日から起算して14日以内に調査委員会に対し不服申立てをすることができる。ただし、同一理由による不服申立てを行うことはできない。

3 学長は、被告発者からの不正行為の認定に係る不服申立てがあったときは、告発者にその旨を通知するとともに、配分機関等にも報告する。

4 学長は、悪意に基づく告発と認定された告発者から不服申立てがあったときは、告発者が所属する機関及び被告発者にその旨を通知するとともに、配分機関等にも報告する。

(不服申立てに係る調査委員会)

第18条 不服申立ての審査は、調査委員会が行う。

2 学長は、不服の申立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合には、調査委員の交代若しくは追加又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせることができる。ただし、調査委員会の構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。

3 前項に定める新たな調査委員会の委員は、第11条第2項及び第3項に準じて指名するとともに、第12条第1項に準じた手続を行う。

4 調査委員会は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、再調査を行うか否かを判定し、その結果を学長に報告する。

5 学長は、前項の報告を踏まえ、不服申立ての却下又は再調査の開始を決定する。

6 学長は、前項の決定をした場合は、その旨を被告発者及び告発者に通知するとともに、配分機関等に報告する。

(再調査)

第19条 学長は、再調査を行うと決定した場合、調査委員会に対し速やかに再調査を命じなければならない。

2 調査委員会は、前項により再調査を命ぜられたときは、不正行為の認定にあつてはおおむね50日以内、悪意に基づく告発の認定にあつては概ね30日以内を目処に調査並びに審理及び認定を行う。

3 不服申立てについて再調査を行う場合は、調査委員会は被告発者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求める。その協力が得られない場合には、再調査を行わず、調査を打ち切ることができる。

この場合、調査委員会は直ちに学長へ報告し、学長は被告発者に当該決定を通知する。

- 4 調査委員会は、第2項の認定の結果を直ちに学長に報告するものとする。
- 5 学長は、前項の報告を受けた場合は、不正行為の認定に対する再調査の結果については、被告発者に通知する。悪意に基づく告発の認定に対する再調査の結果については、告発者に通知する。
- 6 学長は、前項の通知に加えて、再調査結果を配分機関等に報告するものとする。
- 7 告発者及び被告発者は、第2項の認定に対して異議を申し立てることはできない。

(公表)

第20条 学長は、不正行為が行われたとの認定がなされた場合には、速やかに、調査結果を公表する。

- 2 前項の公表における公表内容は、不正行為に関与した者の氏名・所属、不正行為の内容、法人が公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、不正行為があったと認定された論文等が、告発がなされる前に取り下げられていたときは、当該不正行為に関与した者の氏名・所属を公表しないことができる。
- 4 学長は、不正行為が行われなかったとの認定がなされた場合には、原則として調査結果を公表しない。ただし、被告発者の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案が外部に漏えいしていた場合又は論文等に故意若しくは研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表する。
- 5 前項ただし書きの公表における公表内容は、不正行為がなかったこと、論文等に故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものではない誤りがあったこと、被告発者の氏名・所属、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
- 6 学長は、悪意に基づく告発が行われたとの認定がなされた場合には、告発者の氏名・所属、悪意に基づく告発と認定した理由、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を公表する。

(措置)

第21条 学長は、不正行為が行われたとの認定があった場合、不正行為への関与が認定された者及び関与したとまでは認定されないが、不正行為が認定された論文等への内容につ

いて責任を負う者として認定された者に対し、就業規則及び公立大学法人新見公立大学職員懲戒規程（平成22年規程第31号。以下「懲戒規程」という。）等に基づき適切な処置を行う。

2 学長は、告発が悪意に基づくと認定された場合、当該告発者に対し、就業規則、懲戒規程等に基づき適切な処置を行う。

（名誉回復）

第22条 学長は、調査委員会の調査により、不正行為が存在しないことが確認された場合は、被告発者の研究活動の正常化及び名誉の回復のための十分な措置を図るものとする。

（告発者及び協力者の保護）

第23条 学長は、不正行為に関する告発者及び調査協力者が、告発や情報提供を理由に不利益を受けることがないように十分に配慮を行わなければならない。

（守秘義務）

第24条 この規程に基づき不正行為の調査等に携わった者は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

（告発の濫用の禁止）

第25条 何人も、虚偽の告発、他人を誹謗中傷する告発その他の不正な目的による告発を行ってはならない。学長は、そのような告発を行った者に対し、就業規則、懲戒規程等に基づき必要な処分を行うことができる。

（委任）

第26条 この規程に定めるもののほか、不正行為への対応に必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日規程第116号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年10月13日規程第116号）

この規程は、令和3年10月13日から施行する。

附 則（令和4年4月1日規程第116号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年9月14日規程第116号）

この規程は、令和4年9月14日から施行する。

別記様式（第7条関係）

別記様式(第7条関係)

年 月 日

新見公立大学 様

所属
職名
氏名 印

告 発 書

下記の者について、研究活動上の不正行為があると思料するので、公立大学法人新見公立大学における研究活動に係る不正行為への対応に関する規程第7条の規定に基づき、下記のとおり告発します。

記

- 1 被告発人 所属
職名
氏名
- 2 不正行為等の態様及び内容
- 3 不正行為等が存在するとする根拠(確認できるものを添付すること。)